

第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画） 新旧対照表

（下線部分は変更部分）

現行計画			後期計画(案)		
具体的施策	施策の内容	担当課	具体的施策	施策の内容	担当課
8 男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画を推進するための <u>セミナーやフォーラム</u> 等を開催し、意識啓発を行います。 ●男女共同参画フォーラムの開催 ●セミナー・シンポジウムの開催	市民協働推進課	8 男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画を推進するための <u>講演会等</u> を開催し、意識啓発を行います。 ●男女共同参画フォーラムの開催 ●セミナーの開催	市民協働推進課
9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。 ●意識調査等の結果の公表 ●図書館における男女共同参画コーナーの設置 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供	市民協働推進課 文化芸術振興課 生涯学習課	9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。 ●意識調査等の結果の公表 ●図書館における男女共同参画に関する資料の充実 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供	市民協働推進課 生涯学習課
11 市民の主体的活動の支援	男女共同参画を推進する活動を行なっている各種市民団体等が自主的に企画・実施する講座や講演会の開催や調査研究活動、各団体の交流を支援します。 ●市民活動グループの支援 ●ネットワーク会議の開催	市民協働推進課	11 市民の主体的活動の支援	男女共同参画を推進する活動を行なっている各種市民活動団体等が自主的に企画・実施する講座や講演会の開催等を支援します。 ●市民活動グループの支援	市民協働推進課
			15 防災分野における男女共同参画の推進(新規)	災害時には男女によって直面する課題や問題点が多異なるため、男女共同参画の視点に基づいた地域防災への取り組みの推進を図ります。 ●男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・マニュアル等の整備 ●男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の実施	総務課
22 ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定に必要な支援を継続するとともに相談体制の充実を図ります。 ●ひとり親家庭への経済的支援 ●ひとり親家庭への自立支援	こども育成課	17 子育てに困難を抱える家庭の自立支援の充実	子育てに困難を抱える家庭の生活の安定に必要な支援を継続するとともに相談体制の充実を図ります。 ●ひとり親家庭への経済的支援 ●ひとり親家庭への自立支援 ●家庭児童相談室の設置 ●経済的に困難を抱える家庭への支援	こども育成課 学校教育課
24 高齢者の自立と社会参加の支援	働くことへの意欲や趣味、社会活動などの生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。 ●シルバー人材センター事業の支援・拡充 ●食や運動に関する教室の開催 ●高齢者教室の開催	社会福祉課 健康増進課 市民協働推進課	19 高齢者の自立と社会参加の支援	働くことへの意欲や趣味、社会活動などの生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。また、寝たきりや閉じこもりの予防のための自発的な活動に、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。 ●シルバー人材センター事業の支援・拡充 ●食や運動に関する教室の開催 ●高齢者教室の開催	社会福祉課 健康増進課 市民協働推進課

28 性的少数者※ に対する理解 の推進	性的少数者に対する理解が進むよう啓発に努めます。 ●市報や講演会などによる性的少数者の啓発	市民協働推進課	23 性的少数者に 対する理解の 推進	性的少数者に対する理解が進むよう啓発に努めます。 ●性的少数者に関する理解促進のための啓発	市民協働推進課
30 生涯を通じた心 身の健康支援	男女の性の違いにより異なる健康上の問題に対する予防情報を提供し、健康保持や体力向上のためのスポーツやレクリエーション活動の機会を提供します。 ●乳がんや子宮がん等の各種検診・予防 ●健康マイレージ制度による健康づくりの推進 ●更年期等に関する情報提供及び相談 ●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催	健康増進課 スポーツ振興課	25 生涯を通じた心 身の健康支援	男女の性の違いにより異なる健康上の問題に対する予防情報を提供し、健康保持や体力向上のためのスポーツやレクリエーション活動の機会を提供します。 ●乳がんや子宮がん等の各種検診・予防 ●健康マイレージ制度による健康づくりの推進 ●更年期等に関する相談 ●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催	健康増進課 スポーツ振興課
18 子育て支援体 制の充実	子育ての不安を解消するために、子育てに関する情報を提供し、相談体制の充実と子育てサークルの育成支援を図ります。また、仕事と育児・家事の両立が容易となるよう地域の相互援助活動や地域住民と児童の交流の場所づくりを推進します。 ●子育て支援総合コーディネーター事業の推進 ●ファミリー・サポート・センター事業の推進 ●子どもの居場所づくり事業の実施 ●放課後子ども教室の開催	こども育成課 生涯学習課 市民協働推進課	28 子育て支援体 制の充実	子育ての不安を解消するために、子育てに関する情報を提供し、相談体制の充実と子育てサークルの育成支援を図ります。また、仕事と育児・家事の両立が容易となるよう地域の相互援助活動や地域住民と児童の交流の場所づくりを推進します。 ●子育て支援総合コーディネーター事業の推進 ●ファミリー・サポート・センター事業の推進 ●放課後子ども教室の開催	こども育成課 市民協働推進課
19 男性の育児へ の参加促進	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。 ●子どもクラブ活動等への参加促進 ●父親向けの育児講座の開催 ●ママパパ教室等の開催 ●父子手帳の配布 ●授業参観等への参加促進 ●教職員の家事参加の促進 ●PTA(父親委員会)活動への参加促進	生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課	29 男性の育児へ の参加促進	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。 ●子どもクラブ活動等への参加促進 ●父親向けの育児講座の開催 ●育児教室等の開催 ●授業参観等への参加促進 ●教職員の家事参加の促進 ●PTA(父親委員会)活動への参加促進	生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課

20 男性の家事能力の向上と参加促進	<p>男性の家事に対する意識と能力を向上するための各種教室を開催し、家事参加を促進するとともに、食の自立を図るために、食に関する知識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男の料理教室の開催、自主活動の支援 ● 食育の推進 ● 男性の家事参加を促す講座の開催 ● 家事チェックシートの活用による啓発 	健康増進課 市民協働推進課	30 男性の家事能力の向上と参加促進	<p>男性の家事に対する意識と能力を向上するために、各種教室を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男性の料理教室の開催 ● 各種啓発資料の配布による啓発 	市民協働推進課
21 女性の起業や再就職等の支援	<p>国や県と連携して起業や再就職を目指す女性に対し、各種情報や学習機会を提供し支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 起業に関する情報提供 ● 就職に関する情報提供 ● 再就職セミナーの開催 	商工振興課 市民協働推進課	31 女性の起業や再就職等の支援	<p>国や県と連携して起業や再就職を目指す女性に対し、各種情報や学習機会を提供し支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 起業に関する情報提供 ● 就職に関する情報提供 ● 再就職支援セミナーの開催 ● 起業支援セミナーの開催 	商工振興課 市民協働推進課
15 女性の経済的地位の向上と環境の整備	<p>農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と協力した自営業者等への啓発 ● 家族経営協定の推進 ● 関係機関と協力した農業者への啓発 	商工振興課 農林課 農業委員会	32 女性の経済的地位の向上と環境の整備	<p>農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と協力した自営業者等への啓発 ● 家族経営協定の推進 ● 関係機関と協力した農業者への啓発 	商工振興課 農林課
32 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	<p>家庭や地域、職場などにおけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するための意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DV防止法やセクハラ防止規程等の周知 ● DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催 ● 女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発 ● DV防止に関する特設図書コーナーの設置 	市民協働推進課 文化芸術振興課	33 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	<p>家庭や地域、職場などにおけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するための意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DVやセクハラ等の防止に関する法令等の周知 ● DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催 ● 女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発 ● 図書館におけるDV防止に関する資料の充実 	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課
35 二次被害を起さないための支援体制の確立	<p>相談を受ける職員の対応による被害を起さないために、支援のあり方を話し合い、徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DV被害者支援マニュアルの作成 	市民協働推進課 こども育成課	36 二次被害を起さないための支援体制の確立	<p>相談を受ける職員の対応による被害を起さないために、支援のあり方を話し合い、徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DV被害者支援マニュアルに基づく支援 ● 庁内関係課会議の開催 	市民協働推進課 関係各課